



新たな年を迎えて

市長 富山 稔



新年あけましておめでとうございます。皆さまにおかれましては、健やかに令和5年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、市民の皆さまには、これまで長きにわたり新型コロナウイルスの感染拡大防止対策へのご協力をお願いしてまいりました。皆さまの多大なるご理解とご協力に改めて感謝を申し上げます。

ことし、上尾市は市制施行65周年を迎えます。これも市民の皆さまが一日一日を大切に紡いで来ていただいたおかげです。本市に関わる全ての人にとって、本市の歩みを振り返り、先人たちの業績に感謝をするとともに、まちの未来について考え、行動につなげていく機会となるよう、さまざまな記念事業を実施してまいります。

私は、ことしを表す漢字を、活動・活躍・活発の「活」としました。コロナ禍が収束し、誰もが生き活きと健やかに活動できる年となることを期待しています。

今後も市民の皆さまのお力添えをいただきながら、真に必要とされる施策を積極的に展開し、「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」の実現に向け、全力で市政運営に取り組んでまいります。

結びに、市民の皆さまにとって、すばらしい一年となりますようご祈念申し上げます。新年のごあいさつといたします。

「上尾市犯罪被害者等支援条例(案)」への意見を募集

交通防犯課 ☎7755138

☎7759927

犯罪被害者などの支援に関し、市や市民などの責務を明らかにし、犯罪被害者などの権利利益の保護や被害の回復・軽減を図り、誰もが安心

して暮らすことができる地域社会の実現を目的とした「上尾市犯罪被害者等支援条例」を制定します。このたび、その案がまとまりましたので、市民コメント制度に基づき意見を募集します。【条例(案)の公表・意見募集期間】1月4日(水)～25日(水)【条例(案)・意見書の設置場所】交通防犯課、市役所1階情報公開コーナー、

各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。

市内に在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所・固定資産を有する人、利害関係者 【意見などの取り扱い】内容を検討し、制定の参考にする ※住所・氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見と市の回答を市ホームページで公表します。個別には回答しません。【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(当日消印有効またはファクス、メールで交通防犯課(〒362-8501本町3-1-1、☎299000@city.ageo.lg.jp)へ

上尾市学校施設更新計画基本計画(案)に関する地域公聴会

教育総務課 ☎7759469

☎77612250

上尾市学校施設更新計画基本計画(案)に関する意見聴取の一環として、地域公聴会を開催します。公聴会では、計画(案)の概要について説明します。また、公述人は計画(案)に対する意見を述べることができま。【計画(案)の閲覧可能期間】1月30日(月)まで 【計画(案)・公述申出書の設置場所】教育総務課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページ

にも掲載します。

市内に在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所・固定資産を有する人、利害関係者

甲①公述/希望日の4日前まで(当日消印有効)に公述申出書に必要事項を記入して、直接か郵送またはファクス、メールで教育総務課(〒362-8501本町3-1-1、☎721000@city.ageo.lg.jp)へ

②傍聴/希望日の2日前までに電話かファクスまたはメールで、住所、氏名、電話番号、希望日を教育総務課へ ※公述の申し出がない場合は中止です。

●①②共通 時・所・定左表のとおり 特室内履き(上尾公民館を除く)

とき	ところ	定員(先着順)	
		公述人	傍聴人
1/14(土)	上尾公民館	15人	65人
1/15(日)	大石公民館	15人	65人
1/21(土)	大谷公民館	15人	65人
1/22(日)	原市公民館	15人	65人
1/28(土)	平方公民館	15人	65人
1/29(日)	上平公民館	15人	65人

※いずれも10～12時(開場/9時30分)です。

わが街 **いいトコ!** **こんなトコ!**

広報広聴課

☎ 775-4918・FAX 776-8873



上尾市は、ことしの7月15日(土)に市制施行65周年を迎えます。昭和30年1月1日に上尾町、平方町、原市町、大石村、上平村、大谷村の3町3村が合併して上尾町になり、その3年後の昭和33年7月15日の市制施行で上尾市が誕生しました。市制施行65周年を迎えるにあたり、わが街の魅力を地区ごとに紹介します。今月は「上尾地区」です。



第1回 上尾地区

こんなトコ!

上尾地区(旧上尾町)は、上尾市の中央部に位置し、東に芝川、西に鴨川、中央に中山道、国道17号、JR高崎線が走り、JR上尾駅があります。明治22年の町村制施行に伴い、上尾宿・上尾村・上尾下村・柏座村・谷津村・春日谷津村が合併して上尾町となりました。地名の由来は鴨川と芝川間の小台地にあることから陸・高地を表す「上」と、山の尾根の意味を表す「尾」から名が付けられたなどの説があります。

いいトコ! ① 上尾夏まつり

上尾の夏の風物詩である上尾夏まつりは、JR上尾駅前広場や駅前通り・中山道を中心に、毎年多くの催しが行われ出店が立ち並びます。上尾地区にある8町内の神輿が一堂に会する市の一大イベントです。



上尾夏まつり

いいトコ! ② 多彩な文化・スポーツ施設

1,050席の大ホールがある文化センターや令和3年にリニューアルオープンしたコミュニティセンターでは多くのイベントなどが行われます。また、国民体育大会の主会場にもなった上尾運動公園、全国規模の大会が実施される武道館、国内有数の屋内アイススケート場である埼玉アイスアリーナなど、上尾地区には多彩な文化・スポーツ施設があり多くの人が訪れます。



文化センター



コミュニティセンター

いいトコ! ③ 上尾市の玄関口 JR 上尾駅

上尾駅は明治16年に、浦和駅・鴻巣駅・熊谷駅と並ぶ県内では最も古い駅として開業し、ことしで開業140周年を迎えます。昭和44年に上尾駅西口、昭和58年に東口の再開発を行い、平成23年の駅舎改修工事などを経て現在の姿になりました。湘南新宿ラインや上野東京ラインなどが開通し、乗り換えなしで都心へのアクセスができる、上尾市の玄関口となっています。

駅周辺には大型スーパーや百貨店、商店街などがあり、利便性はますます高まっています。また、市内・外の名産品を集めたキラリ“駅delほっと市”や冬を彩るあげおイルミネーションなど、楽しいイベントが随時開催中です。



キラリ“駅delほっと市”



あげおイルミネーション

上尾今昔写真館

AR動画で上尾地区の昔の写真が見られます。「COCOAR」アプリを起動後、アップシーの画像にスマートフォンをかざしてください。

皆さんからの **大募集** いいトコ! こんなトコ!

応募フォームまたははがきに住所、氏名、年齢、電話番号、市内のお勧めポイントを記入して、4月14日(金)まで(必着)に広報広聴課(〒362-8501 本町3-1-1)へ

市ホームページ

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

「電力・ガス・食料品等価格
高騰緊急支援給付金」申請は
お早めに

住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター
☎775-3548（平日9～17時）

④ 次の①②のいずれかに該当する世帯
① 基準日（令和4年9月30日）に世帯全員の令和4年度分住民税均等割が非課税 ※世帯全員が、住民税が課されている他の親族などから扶養を受けている場合は給付対象外です。
② 令和4年1月以降、予期せず収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯
③ 1月31日（火）までに①確認書を返送
④ 福祉総務課へ申請 【給付額】1世帯当たり5万円

**国保・後期高齢者医療
傷病手当金の期間延長**

保険年金課（国保給付担当） ☎782-6481
（高齢者医療担当） ☎775-5125
☎775-9827

市国民健康保険（国保）または県後期高齢者医療制度（後期高齢者医療）の加入者で、給与の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染して、仕事を休んだ場合などに支給される傷病手当金の適用期間が、3月31日（金）まで延長されました。

ぴったりサービスのご利用を

IT推進課 ☎775-5113・☎775-9921

ぴったりサービスとは、デジタル庁が運営するオンラインサービスで、市への手続きの一部をオンラインで申請することができます。1月4日（水）から下表の手続きが利用できます。
※利用には、マイナンバーカードと登録した署名用電子証明書のパスワードが必要です。詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。



デジタル庁ホームページ

【利用できる手続き】

項目	手続き名	担当課	電話・ファクス
児童手当	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	子ども支援課	☎775-5120・☎774-5342
	児童手当等の額の改定の請求及び届出		
	氏名変更／住所変更等の届出		
	受給事由消滅の届出		
	未支払の児童手当等の請求		
	児童手当等に係る寄付・寄付変更等の申出		
	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収・変更等の申出		
児童手当等の現況届			
児童扶養手当	児童扶養手当の現況届の事前送信		☎775-6819・☎774-5342
保育	保育施設等の利用申込	保育課	☎775-5121・☎774-5342
	支給認定の申請・現況届		
母子保健	妊娠の届出	健康増進課	☎774-1414・☎774-8188
介護保険	要介護・要支援認定／更新認定／区分変更認定の申請	高齢介護課	☎775-5126・☎776-8872
	居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出		
	介護保険負担割合証の再交付申請		
	被保険者証の再交付申請		
	高額介護（予防）サービス費の支給申請		
	介護保険負担限度額認定申請		
	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請		
住所移転後の要介護・要支援認定申請			
被災者支援	^{りさい} 被災証明書の発行申請	資産税課	☎775-5134・☎775-9846

※手続きの内容によっては、電話連絡や来庁が必要な場合があります。

結婚新生活を支援

子ども支援課 ☎78314962
☎77415342

結婚を機に市内で新しく居住する住宅(新居)への引っ越し費用や住宅購入費、家賃などの一部を予算の範囲内で助成します。【助成額最大30万円】

④ 次の①～⑤の全てに該当する人
① 令和4年1月1日～令和5年3月31日(金)に婚姻届を提出し、受理された
② 婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下
③ 令和3年分の夫婦の所得合計額が400万円未満
④ 市税の滞納がない
⑤ 他の公的制度による家賃補助などを受けていない

④ 申請書(市ホームページからダウンロード)に必要な事項を記入し、必要書類を添えて、3月31日まで(必着)に直接または郵送で子ども支援課(〒362-8501本町3-1-1)へ

上尾伊奈資源循環組合の設立

環境政策課 ☎77516925
☎77519872

伊奈町と新ごみ処理施設の整備に向け、新たに「上尾伊奈資源循環組合」を設立することで合意しました。令和15年度の新施設稼働に向け、準備を進めています。

新型コロナウイルス関連情報

健康増進課 ☎774-1414・☎774-8188

新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に注意

年末年始は休診の医療機関が多くなります。新型コロナウイルスや季節性インフルエンザの感染状況によっては医療機関が逼迫する可能性があります。高齢者など重症化リスクの高い人が医療機関を受診できる体制を維持するため、重症化リスクの低い人は抗原検査キットを薬局などで事前に購入しておき、まずは自己検査をしてください。また、万一の感染に備え、対応を事前に確認し、抗原検査キットや食料品、飲料水、薬(解熱剤やせき止めなど)の備蓄をお願いします。
※発熱外来をしている医療機関は、下記の相談窓口へ電話または県指定診療・検査医療機関検索システムで検索してください。



県指定診療・検査医療機関検索システム

【相談窓口】

受診先の確認・一般的な質問
県民サポートセンター ☎0570-783-770(毎日24時間)

受診先の確認・受診を迷う場合
県受診・相談センター ☎762-8026(毎日9時～17時30分)

発熱などの症状がある

重症化リスクの高い人

- ①65歳以上の人
- ②基礎疾患のある人
- ③妊娠している人
- ④小学生以下の子ども

速やかに医療機関を受診

検査の結果、必要に応じて療養の対応について医療機関などから案内があります。

重症化リスクの低い人
上記以外の人

※症状が重く感じる人は医療機関の受診を検討してください。流行時は、医療機関の予約が取りづらくなる可能性があります。

抗原検査キットで自己検査

※重症化リスクの高い人を守るため、自己検査にご協力ください。

陽性 県ホームページで陽性者登録を行うと、県陽性者支援センターのフォローが受けられます。

県新型コロナ陽性者登録→



県ホームページ

陰性 季節性インフルエンザの疑いがある人は医療機関を受診してください。

新型コロナワクチン関連情報

接種費用 無料



新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎0570-002-203(毎日9～17時)

ワクチン接種を迷っている人へ ～接種期間は、3月31日(金)まで～

新型コロナワクチンの接種期間は3月31日までです。4月以降の接種については未定です。接種を希望する人は、早めに予約してください。乳幼児(生後6カ月～4歳)への接種は、3回で初回接種が完了します。接種期間内に完了するためには、1回目の接種を1月13日(金)までに受けてください。

問い合わせ先

健康被害救済制度

西保健センター
☎774-1411(平日8時30分～17時)
※面談を希望する場合は、事前に連絡してください。

ワクチン全般

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
☎0120-761-770(毎日9～21時)

ワクチン接種は強制ではありません。職場や周りの人などに接種を強制することや接種の有無で差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

上尾税務署から 所得税の確定申告のお知らせ

上尾税務署 〒362-8504西門前577
☎770-1800(自動音声案内)

申告期限 3月15日(水)

■ 確定申告関係用紙について

令和4年分の確定申告から申告書Aは廃止され、申告書Bに一本化されます。

■ 自宅のパソコン・スマートフォンからe-Taxのご利用を

マイナンバーカードを利用したe-Tax・スマートフォンでの申告が便利です。マイナンバーカードとパソコンまたはスマートフォン(マイナンバーカード読取対応可能機種)があれば、申告会場に向かなくても、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した確定申告書を提出できます。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。



確定申告特集



確定申告書等
作成コーナー



マイナポータル連携
特設ページ

e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570-01-5901
(月)～(金)(祝、年末年始を除く)

■ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設

☎2月13日(月)～3月15日(土)(日)(祝を除く)9時～(受け付け/8時30分～16時) ※2月19日(日)・26日(日)は開場します。☎上尾税務署 ※申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。※当日分の入場整理券の配付が終了次第、相談受付は終了となります。※スマートフォンを持っている人は、会場では基本的にスマートフォンを利用して申告書を作成します。

書類が不足していると再来場になる場合があるので、必要書類を確認の上、お越しください。



国税庁LINE
公式アカウント

■ インボイス制度

10月1日(日)から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」だけです。「適格請求書発行事業者」の登録には、登録申請書の提出が必要です。詳しくは、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



インボイス制度
特設サイト

税理士による所得税確定申告無料相談

関東信越税理士会上尾支部事務局 ☎776-8777

①会場における無料相談(事前予約制) ☎(1)2月7日(火)・8日(水)10～13時、13時30分～16時30分 (2)2月13日・14日(火)9～12時、13～16時 ☎(1)おけがわマイナ3階イベント広場「OK E GAWA h o n +」(桶川市若宮1-5-2) ※無料駐車場はありません。(2)上尾県税事務所(南239-1) ☎1月13日(金)10～15時に電話で、関東信越税理士会上尾支部事務局へ ※先着順です。

②税理士事務所による電話相談 ☎2月2日(木)～15日(水)(土)(日を除く)9時30分～12時、13～16時 ※各日の担当税理士事務所は、関東信越税理士会上尾支部事務局へお問い合わせください。申告書の作成はできません。

【①②共通】☎次の(a)～(c)のいずれかに該当する人 (a)年金受給者 (b)給与所得者で医療費控除を受ける (c)年の途中で退職・就職したまたは年末調整が済んでいない ※所得の種類などにより受け付けできない場合があります。

青色申告者対象の 所得税確定申告相談会

上尾商工会議所

☎773-3111・☎775-9090

☎2月16日(木)・21日(火)・28日(火)、3月7日(火)・8日(水)9時30分～15時30分(11時30分～13時30分を除く) ☎上尾商工会議所(二ツ宮750) ※会場は変更になる場合があります。☎個別決算指導、納税相談



※各会場に来場するときは、マスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。入場の際に検温を実施します。せき・発熱などの症状がある人は入場をお断りする場合があります。

市民税・県民税の申告

申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)

市民税課 ☎775-5131・☎775-9846

市民税・県民税申告書は、前年度に提出した人などへ2月上旬に発送します。また、市民税課、各支所・出張所で配布、市ホームページからダウンロードもできます。なお、所得税の確定申告をした人は、市民税・県民税の申告は原則不要です。

申告フローチャート ※一般的な例を示しています。

スタート!

令和4年1～12月の間の収入状況

- 収入がない人 → **A** へ
- 遺族・障害年金などの非課税所得だけの人
生活扶助を受給している人 → **A** へ
- 給与収入がある人 → **B** へ
- 公的年金収入がある人 → **C** へ
- 上記以外(事業・不動産など)の人 → **D** へ

令和5年1月1日(祝)に上尾市に住んでいた人が対象です。
住んでいない人は1月1日に住んでいた市区町村に確認してください。

A 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険などに加入している

はい → **②** いいえ

市内に住民登録のある親族が年末調整や確定申告、市民税・県民税申告であなたを扶養親族として申告している

はい → **①** いいえ → **②**

B 次のいずれかに該当する

- ・勤務先で年末調整をしていない(注1)
- ・2力以上で給与収入がある
- ・給与収入2,000万円以上

はい → **③** いいえ

給与以外の所得がある

はい いいえ

給与以外の所得が20万円を超える

はい → **③** いいえ → **②**

医療費控除などの所得控除を追加する(注2)

はい いいえ → **①**

住宅ローン控除がある

はい → **③** いいえ

源泉徴収票に記載のある「源泉徴収税額」が0円

はい → **②** いいえ → **③**

C 公的年金以外の所得がある

はい いいえ

公的年金以外の所得が20万円を超える

はい → **③** いいえ → **②**

公的年金収入の合計額が151万5,000円以下
(令和5年1月1日時点で65歳未満の人は101万5,000円以下)

はい → **①** いいえ

公的年金収入の合計額が400万円以上である

はい → **③** いいえ

医療費控除などの所得控除を追加する(注2)

はい → **②** いいえ → **①**

D 所得金額(収入－経費)が所得税の所得金額より大きい

はい → **③** いいえ → **②**

結果

- ① 申告の必要はありません (注3)
- ② 市民税・県民税の申告が必要です
- ③ 所得税の確定申告が必要です

(注1) 現在の勤務先で退職した勤務先の分を含めて年末調整している場合は該当しません。

(注2) 医療費控除や生命保険料控除、納付書または口座振替で納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などのことです。

(注3) 収入がなかった場合でも、課税(非課税)証明書を取得する人などは申告が必要になる場合があります。

●申告の方法

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 市民税・県民税の申告は郵送で！



①**郵送**／申告書に必要事項を記入し、「申告に用意するもの」で該当する書類(写し可)を添付して、郵送で市民税課(〒362-8501本町3-1-1)へ

②**市民税課申告書受付箱に投かん**／①と同じ書類を市民税課の窓口にある、申告書受付箱へ

【①②共通】提出された資料は返却しません。資料の返却や受付書が必要な人は、切手を貼り、宛名を記入した返信用封筒を同封してください。申告書のコピーが必要な人は、提出前にコピーをしてください。必要な資料が添付されていない場合は、所得や控除を修正します。

③**申告会場に来場**／「申告に用意するもの」「市民税・県民税申告受付会場」を確認の上、来場してください。

※申告会場開設に伴い、申告期間中(土も含む)、市民税課窓口では職員による申告書作成補助や、作成した申告書の確認は行いません。

市民税・県民税申告受付会場

※対象地区は混雑緩和のための目安です。

と き	ところ	対象地区
2/16(木)	文化センター	本町・東町・原市(1316～1440番地)
2/17(金)		宮本町・愛宕・栄町・日の出・上尾宿・上尾村・上尾下
2/20(月)		緑丘・上町・仲町・二ツ宮・原新町
2/21(火)		上・久保・南・菅谷・須ヶ谷・上平中央・西門前・錦町・平塚
3/1(水)	原市公民館	瓦葺・尾山台団地
3/2(木)		原市北・原市中・五番町・原市団地
3/3(金)		原市(1316～1440番地を除く)
3/6(月)	市民体育館	西上尾第一団地
3/7(火)		西上尾第二団地
3/8(水)		春日・弁財・柏座・谷津・富士見
3/9(木)		今泉・向山・川・大谷本郷・中新井・戸崎・西宮下
3/10(金)		上野・上野本郷・平方・平方領々家・西貝塚・壱丁目・地頭方・堤崎
3/14(火)	大石公民館	泉台・井戸木・中妻・浅間台
3/15(水)		藤波・中分・領家・畔吉・小泉・小敷谷(西上尾第一・第二団地を除く)

※受付時間はいずれも9時15分～14時です。受付状況により終了が早まる場合があります。

※市民体育館、原市・大石公民館では、室内履きを持参してください。外履きはビニール袋などに入れ、自己管理してください。

●会場での注意事項

●会場は常時換気します。来場する際は、マスクを着用し防寒対策をして、できる限り少人数でお越しください。入場時に検温を行います。せき・発熱などの症状がある人は入場をお断りする場合があります。

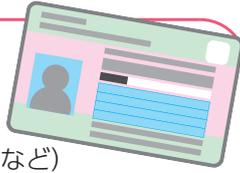
●受付順に整理券を配付し、順番にご案内します。例年、**午前中は大変混雑します。**

●駐車スペースに限りがあるため、来場の際は公共交通機関をご利用ください。

●事業・不動産所得、分離所得(土地・株式の譲渡)、雑損控除、初年度(適用1年目)の住宅借入金特別控除などがある人で、所得税の納税または還付がある人や繰越損失がある人、亡くなった人の準確定申告は会場では申告できません。

●申告に用意するもの

- 申告書
- 本人確認ができる物
(マイナンバーカードや自動車運転免許証など)
- マイナンバーが確認できる物



所得・控除を証明する書類

- 令和4年分給与所得・公的年金等の源泉徴収票など収入金額が分かる物
- 各種控除を証明できる証明書・領収書(令和4年中に支払ったもの)
- 社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険など)・生命保険料・地震保険料・寄付金・各種障害者手帳
- 医療費控除を受ける場合は、医療費の明細書 ※右記の「医療費控除を受ける人へ」をご覧ください。

●医療費控除を受ける人へ

- 令和4年中に支払った医療費について「医療費控除の明細書」を作成してください(医療を受けた人ごとで、病院・薬局ごとに支払金額と保険などで補てんされた金額を集計する)。
- 医療費の領収書の添付または提示は不要です(ただし、領収書は5年間保存が必要)。
- 医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付することで「医療費控除の明細書」の明細欄の記入を省略できます。

●配当・譲渡所得の申告について

- 配当・譲渡所得で源泉徴収された市民税・県民税の還付や充当を希望する場合は、市民税・県民税の納税通知書が届くまでに、確定申告をしてください。
- 申告不要制度の対象となる配当・譲渡所得は、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択できます。選択する場合は、市民税・県民税の納税通知書が届くまでに、確定申告書とは別に市民税・県民税申告書を提出してください。

寝たきりや認知症の高齢者への控除

高齢介護課 ☎775-5126・☎776-8872

■寝たきりや認知症の高齢者の障害者・特別障害者控除

市が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。認定書は、申請から約10日で郵送します。※身体障害者手帳などを持っている人は、手帳を提示することで控除を受けられます。☑要介護認定を受けている人で、次の①～④の全てに該当する人 ①市内に住所がある ②認定基準日(対象年の12月31日)現在で満65歳以上 ③寝たきりや準寝たきり(屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしでは外出できない)、認知症(日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られる)である ④本人またはその家族の扶養者で、税の控除が必要 ※要介護認定を受けていない人は、医師の診断書(高齢介護課にある)の提出が必要です。☑直接、高齢介護課へ

■寝たきりの高齢者が使用するおむつ代の医療費控除

●初めて控除を受ける人 医師が発行する「おむつ使用証明書」(高齢介護課、一部医療機関にある)が必要です。

●2年目以降の人 市が交付する「おむつに係る費用の医療費控除に用いる証明の確認書」が必要です。確認書は、申請から約10日で郵送します。

☑要介護認定を受けている人で、介護保険主治医意見書の内容により、次の①②の全てに該当する人 ①寝たきり状態である ②尿失禁の可能性がある ※条件に該当しない場合は、医療機関で再度「おむつ使用証明書」を取得してください。☑直接、高齢介護課へ

年金受給者に源泉徴収票を郵送

大宮年金事務所 ☎652-3399・☎652-4700

1月下旬、年金受給者(障害・遺族年金を除く)に日本年金機構から源泉徴収票を郵送します。源泉徴収票には、昨年の年金支払総額、源泉徴収税額、扶養控除などの内容が記載されています。この源泉徴収票は確定申告や市・県民税の申告をする時に必要になるので大切に保管してください。

源泉徴収票を紛失して再交付を希望する場合や、2月になっても届かない場合は、大宮年金事務所またはねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ問い合わせてください。また、申告をする時に「国民年金保険料控除証明書」が必要な場合も、大宮年金事務所へ問い合わせてください。